

5 補装具・日常生活用具等

1. 補装具費の支給

対 象 ➤ 身体障がい者(児)

➤ 難病の者(児)

内 容 ➤ 補装具とは、身体障がい者(児)等の失われた身体機能を補完または代替する用具のことで、障がいの内容及び程度に応じ、補装具の購入・借受け・修理に際し助成が受けられます。

➤ 購入前に申請が必要です。

(補装具の種類)

障がい名	交付できる補装具
視 覚 障 が い	視覚障がい者用安全つえ・義眼・眼鏡
聴 覚 障 が い	補聴器
肢 体 不 自 由	義手・義足・装具・◎車いす ◎歩行器 ◎歩行補助つえ等 ・姿勢保持装置(障がい部位によって異なります。)
内 部 障 が い	◎手押し型車いす ◎歩行補助つえ ◎歩行器
重 度 障 が い	重度障がい者用意思伝達装置

※ 上記一覧の◎がついているものは介護保険が優先される品物です。なお、介護保険該当者で、障がい・体型により既製の品物が適当でない場合には、意見書(既製品では適当でない理由)と身体障害者手帳を利用して補装具の申請となります。

負 担 ➤ 原則1割負担(世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給	0 円
低 所 得	市町村民税非課税	0 円
一 般	市町村民税所得割(46 万円以下)課税	37,200 円

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

手 続 ➤ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

・ 指定医師の意見書、診断書(18歳未満の場合)

※ 意見書等については、対象品目により省略が可能なものがあります。

・ 見積書(業者から取り寄せてください。)

・ 身体障害者手帳、難病等の方は診断書・意見書など疾患名が分かるもの

・ 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)

・ マイナンバー(個人番号)が分かる書類

備 考 ➤ 世帯(18歳以上の方は、本人と配偶者のみ)の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。ただし、障がい児については、全ての方が支給対象となります。

➤ 労災による障がい者については、労働基準監督署で交付します。

窓 口 ➤ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

2. 日常生活用具の給付

- 対 象** ➤ 在宅で生活している身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者、難病患者等であって、当該日常生活用具を必要とする方
- 内 容** ➤ 日常生活用具とは、重度心身障がい者等が在宅生活を容易に過ごすための用具で、障がいの内容により、日常生活用具の給付が受けられます。
- 日常生活用具の種目、対象、機能、基準額等については70ページの表4を参照してください。
- 用具が使用に耐えられなくなった場合、耐用年数に応じて再支給します。
- 負 担** ➤ 日常生活用具は、原則1割負担で、世帯の所得状況等に応じて負担の上限月額が設定され、ひと月に購入した額にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- ただし、70ページの表4に記載されている基準額を超える金額の用具を購入する場合は、利用者の負担上限額とは別に、基準額との差額が全て自己負担となります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給	0 円
低所得	市町村民税非課税	0 円
一般	市町村民税所得割(46 万円以下)課税	37,200 円

(世帯の範囲)

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 手 続** ➤ 必ず購入前に、所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- ・見積書(業者から取り寄せてください。)
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
- ※ 難病等の方は、所定の様式による医師の診断書(窓口にあります。)、或いは特定疾患医療受給証
- ・その他(取付け工事等を伴う場合の取付け工事費の見積書など)
- 備 考** ➤ 世帯(18歳以上の方は、本人と配偶者のみ)の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。
- 介護保険法その他の法令の規定により同種の用具の給付、貸与又は購入費の支給を受けられる場合は支給対象外です。
- 窓 口** ➤ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1232

3. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

対 象 ➤ 次の全ての条件に該当する方

- ・聴覚機能障がい身体障害者手帳の交付対象でない児童(18歳未満)
- ・補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると指定医師が判断した児童
- ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満である児童又は30デシベル未満で指定医師が補聴器の装用を必要と認めた児童

内 容 ➤ 上記難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図るため、難聴児の保護者が補聴器を購入する費用の一部を助成します。

➤ 助成額は、実際の購入費又は下表の基準価格のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)

種類	基準価格	基準価格に含まれるもの
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) イヤモールド
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円	
高度難聴用ポケット型	43,200 円	
高度難聴用耳かけ型	52,900 円	
重度難聴用ポケット型	64,800 円	
重度難聴用耳かけ型	76,300 円	
耳あな型(レディメイド)	87,000 円	補聴器本体(電池を含む。)
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	
骨導式ポケット型	70,100 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200 円	(1) 補聴器本体(電池を含む。) (2) 平面レンズ

手 続 ➤ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。

- ・指定医師の所定の意見書(窓口にあります。)
- ・上記意見書に基づいて、補聴器販売業者が作成した見積書
- ・その他市長が必要と認める書類

備 考 ➤ 世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

4. 紙おむつの給付

- 対 象 ➤ 20歳以上で次のいずれかに該当する方
- 身体障害者手帳1・2級所持者
 - 療育手帳㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1、Aの2所持者
- 施設等に入所又は入居している方、医療機関に入院している方は対象外です。
- 内 容 ➤ 在宅で障がいにより常時紙おむつを使用している方に対し、介護にあたるご家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付します。
- 交付月は、4・6・8・10・12・2月です。

種類	1月当たりの給付枚数
パンツ型	45枚以内
テープ型	45枚以内
フラット型	120枚以内
尿取りパッド	150枚以内

- 手 続 ➤ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 身体障害者手帳又は療育手帳(提示)
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

5. 身体障害者補助犬の給付

- 対 象 ➤ 補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる満18歳以上の在宅者で、千葉県審査を受け、所定の訓練を受けられる方。
- 内 容 ➤ 身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。
- 種 類 ➤ 盲導犬
- 視覚障がい1級の手帳を所持する方の目の代わりとなる、道路交通法で定められた犬
- 介助犬
- 肢体不自由2級以上の手帳を所持する方の日常生活を補助する犬
- 聴導犬
- 聴覚障がい2級の手帳を所持する方の音の聞き分け、誘導などをする犬
- 手 続 ➤ 下記窓口でお問い合わせください。
- 備 考 ➤ 身体障害者補助犬法の施行により、公共施設等に加えて不特定かつ多数の者が利用するホテル、デパート、飲食店等でも同伴することができます。
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

6. あんしん電話（緊急通報システム）の貸与

- 対 象 ➤ 在宅の身体障害者手帳1・2級所持者で、65歳未満の方のみで構成される世帯に属する方
- 内 容 ➤ 日常生活上の不安感を解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、あんしん電話を貸与します。
- 負 担 ➤ 次により、費用の一部を負担していただきます。

区分	利用者負担額
生活保護受給世帯	0 円/月
市町村民税の所得割非課税世帯	366 円/月（協力員代行サービス利用世帯は 397 円/月）
市町村民税の所得割 課税世帯	1,833 円/月（協力員代行サービス利用世帯は 1,986 円/月）

- 手 続 ➤ 所定の申請書（窓口にあります。）に次の書類等を添えて手続きしてください。
- ・身体障害者手帳
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

7. 福祉用具貸出サービス

- 対 象 ➤ 在宅での生活に福祉用具が必要な方
- 内 容 ➤ 車椅子、松葉杖を貸し出します。
- 負 担 ➤ 利用料は無料
- 手 続 ➤ 所定の申込書（窓口又はホームページにあります。）で手続きしてください。
- 窓 口 ➤ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 0475-52-5198